平成２２年（フ）第２１３３号
福岡市中央区鳥飼３丁目15番５号
債務者　白水　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６６号
福岡市南区井尻１丁目29番７―104号
債務者　辻　　一則
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８０号
福岡県筑紫郡那珂川町松木６丁目13番17―702号　アダージュ博多南
債務者　宮本　道子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２９号
福岡市東区東浜１丁目３番32―206号
債務者　安武　瑞恵
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４９号
福岡県春日市昇町６丁目42番地ユアーズマンション21・211号
債務者　松田　淳一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５０号
福岡県春日市昇町６丁目42番地ユアーズマンション21・211号
債務者　松田裕美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１１号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2497番地
債務者　藤原さつき
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2497番地
債務者　藤原　千恵
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
沖縄県那覇市小禄１丁目７番１号　コーポ栄202
債務者　上地美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５７５号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田18番地３　前田貸家Ｃ棟、旧住所岩手県奥州市水沢区東中通り２丁目１番13号
債務者　今野マキ子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５８３号
盛岡市東新庄２丁目34番17号、旧住所東京都大田区大森北６丁目26番10号
債務者　岩渕　英樹
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５８６号
岩手県下閉伊郡山田町長崎１丁目11番５号
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１９５号
宮城県多賀城市留ケ谷３丁目８番20号
債務者　尾形　忠雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２０号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―1207号
債務者　江口　光子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３１号
仙台市青葉区作並字岩谷堂西16番地の88
債務者　浅野　有巧
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３３号
仙台市太白区南大野田26番地の15　メゾンソフィア101
債務者　村上　千晶
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４１号
仙台市青葉区中山９丁目８番14号
債務者　及川　庸一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５１号
仙台市太白区東中田４丁目８番15号
債務者　守　　悟
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係